

山口南総合センターレンタサイクル利用規約

この利用規約は、山口南総合センターレンタサイクルのお客様（以下「利用者」）がレンタサイクルの利用に際して遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用方法

利用する時には、「レンタサイクル利用申込書」に必要事項をご記入いただきます。

利用受付時に、身分証明書（学生証、健康保険証、免許証等）をご提示の上、コピーを取らせていただきます。お客さまの個人情報は、当レンタサイクル業務以外の目的には使用いたしません。

自転車は、あらかじめ点検調整を行っておりますが、ご利用になる前には必ずブレーキやハンドルなどに不具合がないかを確認してください。

2. 利用料金（1台につき）

大人用 : 1H: 300円 1H以降利用: 200円/1H 1日利用: 1,000円

子供用 : 1H: 200円 1H以降利用: 100円/1H 1日利用: 600円

*保険料込 *ヘルメット: 無料

3. 利用時間

4月 ~ 10月・・・9:00~18:00 11月~ 3月・・・9:00~17:00

*終了時間は返却を含めた時間となります。

4. 利用条件

貸出・返却ともに営業時間内に行ってください。

貸出・返却は1日毎で、原則として日を連続して貸出しすることはできません。

お一人様に同時に2台以上の貸出しはできません。

延長して利用したい場合、事前に連絡をしていただければ、1H超過利用が可能です。後予約が入っていない場合は1H以上延長も可能です。

悪天候の場合や、天候の崩れが予想される場合は、貸出できない場合があります。

ヘルメットを必ず着用してください。

5. 対象年齢

小学生以上であれば、どなたでもご利用できます。ただし、中学生以下の利用は保護者同伴の場合に限ります。

6. 自転車の故障について

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま当施設まで持ち込んでください。持ち込みが困難な場合は、当施設（083-972-8333）までご連絡ください。

利用者の意図的な行為に起因する自転車の故障については、利用者負担で修理していただくこととなります。

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当施設に起因する場

合を除いて当施設は一切責任を負いません。

7. 自転車の盗難・紛失・破損について

利用期間中に盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに当施設までご連絡ください。さらに、利用者による重大な過失が認められた場合は、損害を賠償していただく場合があります。

8. 事故について

利用中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、当施設は一切の責任を負いません。

利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署等に届けるなど法令で定められた処置をとるとともに当施設に事故発生日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、当施設が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当施設が被害を被った場合には、利用者にその損害を賠償していただく場合があります。

* 保険の補償内容

傷害補償	●死亡●重度後遺障害（1級～4級）	一律100万円
	●入院加療15日以上の傷害	一律10万円
賠償責任保障	●死亡●重度後遺障害（1級～7級）	限度額5000万円
被害者見舞金	●入院加療15日以上の傷害	一律10万円

9. 自転車の鍵の紛失・破損について

自転車の鍵を紛失・破損された場合は交換料として1,000円を徴収させていただきます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、損害を賠償していただく場合があります。

10. 禁止事項

利用者は以下の行為をしないでください。

- (1) 飲酒、無謀乗車、携帯電話の利用や傘をさしながらの乗車、その他交通法規に違反する行為。
- (2) 危険個所、不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の交通障害となるような道路での駐輪。
- (4) パンクなどの故障発生時に運転を継続すること。
- (5) 自転車を利用申込者以外の第三者に利用させること。

11. 利用の取り消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取り消しし、自転車を速やかに返却していただきます。

また、利用規約違反により当施設もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害を賠償していただく場合があります。

連絡先：山口南総合センター 083-972-8333

山口市名田島1218番地1